

学習者の目的に応じた多視点映像教材の開発研究【7】

－ 学校教育における「伝統」と「文化」 －

A course of study and the teaching materials of the traditional culture
－ “Tradition” and ” culture” in the school education－

齋藤陽子^{*1}／久世均^{*2}／松本香奈^{*3}／嘉手苺徹^{*4}

時代の進展とともに、科学技術の発展、情報化、国際化などが進み、人を取り巻く環境が大きく変化してきた。この大きな社会の変化の中で、これまでの慣習や信念、芸術等、「文化」が失われようとしている。このような現状から昨今の教育界においては、教育基本法や学校教育法の一部の改正が行われ、「伝統と文化を尊重する態度」をはぐくむ教育が重要視されるようになってきた。このことは、平成 20 年の新学習指導要領にも反映されている。

そこで、本研究においては、日本の教育において「伝統」と「文化」の重要性がどのような変遷で伺えるようになってきたのかを整理すると共に、平成 23 年度から小学校において完全実施される新学習指導要領に対応するための「伝統」と「文化」の教育の方法や教材について考察したのでここに報告する。

<キーワード>伝統と文化, 教材化, 意識調査, 新学習指導要領, 改正教育基本法

1. はじめに

時代の進展とともに、科学技術の発展、情報化、国際化などが進み、人を取り巻く環境が大きく変化してきた。情報化に伴っては、ICT 技術の目覚ましい進歩により生活の利便性が向上するなど、多くの利点を得てきた。反面、それに伴う負の遺産も生まれてきている。

同様に、この大きな社会の変化の中で、失われつつあるものもある。新しいものへの開発に力を注ぎ、これまでの慣習や信念、芸術等、「文化」が失われようとしている。それらは適切な手が打たれぬまま、失われようとしているのである。

あらゆる文化の基礎は、地域の伝統と文化にあり、我々はこれらの伝統の先端にある。伝統から文化を同時代性でもって創造していくことが、文化の創造であると考えている。

これらの文化に対する理解が本研究の基本である。そしてこの状態に際して、何らかの手を打つことが求められている。

ここでは、このような地域の伝統と文化に関する“知”の伝承サイクルを支援するために、沖縄の伝統と文化に関して、我が国の政策を整理し、「伝統と文化」を教育に取り入れる必要性を述べる。

2. 伝統と文化の重要性

まず、これまで述べてきた、「伝統」と「文化」について、本論での捉えを示しておく。広辞苑によると、「伝統」とは、「ある民族や社会・団体が長い歴史を通じて培い、伝えて来た信仰・風習・制度・思想・学問・芸術など。特にそれらの中心をなす精神的在り方。」とされている。一方、「文化」は、「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ科学・技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む。」とされている。この文化の定義は、文化を英語の“culture”と捉えた場合の定義である。

論文受理日：平成 21 年 7 月 4 日

*1 SAITO Yoko, *2 KUZE Hitoshi, *3 MATHUMOTO Kana : 岐阜女子大学

*4 KADEKARU Toru : 沖縄剛柔流空手道協会

これらのことから、本論では、次のように「文化」と「伝統」を定義する。「伝統」とは、「ある民族や社会、地域が長い歴史を通して培い、伝承してきた事物。その精神的な考え。」と考える。また、「事物」の中には、広辞苑で指し示すところの、「信仰・風習・制度・思想・学問・芸術など」があたる。一方「文化」とは、「人間が形成してきた物心両面のなした結果。」と考える。

上記のように、本論では定義した上で、次に、「伝統と文化」が我が国の施策において、重要視されるようになってきた経緯について述べる。

(1) 昭和 62 年「教育課程審議会答申」

戦後の教育において、「伝統と文化」が尊重されるようになった始まりは、昭和 62 年の教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」の中においてである。この教育課程の基準の改善は 4 点をねらいとしていた。その中に、「国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視すること。」とされている。戦前の日本においては、「皇国史観」に基づいた中で、「伝統」や「文化」が大切にされてきていた。しかし、戦後の社会においては、その考えが改められ、現日本国憲法では、「天皇は国家の象徴である。」とされた。その中で、日本の「伝統」や「文化」については、置き去りにされてきた。しかし、日本が高度経済成長を成し、国際的な地位が高まり、国際社会に復帰していった。その中で、国際社会の一員としての日本人として、日本の「伝統」や「文化」を知っている必要があるとの考えから、この昭和 62 年の「教育課程審議会答申」に至ったと考えられる。

さらに、この基準の改善を受け、平成元年の学習指導要領の改訂がなされている。次にそのことに関して述べる。

(2) 平成元年「小・中学校学習指導要領」

この平成元年に告知された小中学校の指導要領では、大きく改善のポイントが 3 つあると捉えることができる。一つは小学校において、

小学校低学年の社会・理科を廃止し生活科を新たに新設したことである。中学校においては、中学校の技術・家庭科に「情報基礎」（選択）を新設し、選択教科を拡大したことである。

そして、小中全般に関わることとして、国際化・情報化の進展などの社会の変化に主体的に対応できる資質・能力の育成を目指す中で、次の 4 つの重視される視点が示されている。

①自ら学ぶ意欲と自己教育力の育成

②基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図る。

③わが国の文化と伝統を尊重する態度の育成

④情報活用能力の育成

教育課程の改訂を受け、学習指導要領の中でも、「伝統」と「文化」を重視することが明示されたのである。

(3) 平成 7 年度「我が国の文教施策」

平成 7 年度の「我が国の文教施策」の中において「伝統」と「文化」のより一層の重視が伺える。当時子どもを取り巻く環境の大きな変化を鑑み、「心の教育の充実を図る」ことが重要視され、その観点から道徳教育の一層の充実を図ることが求められた。

これを受け、文部省（現：文部科学省）においては、道徳教育の関連施策として、「伝統文化教育推進事業」を立ち上げた。この事業は、平成 5 年度に全国の小・中学校を対象として行った道徳教育推進状況に関する調査研究結果を受けて立ち上げられたものである。この調査結果の中で課題視されたことに、「我が国の伝統文化を大切にし郷土や国を愛する心の育成が十分でないこと。」「特に地域の伝統芸能や伝統工芸などに触れる体験活動があまり取り入れられていないこと。」などが示された。そこで、時代を生きる児童生徒が、学校教育の場において、地域の伝統文化に触れ、それを体験する活動の機会を持つことにより、「文化」と「伝統」に対する理解を深め、尊重し、さらに継承、発展させる態度の育成を図ることを目的とし、「伝統文化教育推進事業」が発足されたのである。具体的な

事業内容としては、次の通りである。

- ・各都道府県において地域の伝統文化を生かした教育のできる地域を伝統文化教育推進地域として指定
- ・各推進地域内の小・中・高等学校を伝統文化教育推進校として指定。
- ・各学校間で連携する。
- ・地域社会の協力を受ける。

これらのもとで、「伝統」と「文化」教育の推進を図ることとしたのである。

(4) 平成 18 年「改正教育基本法」

昭和 22 年の教育基本法制定以降、我が国では、時代の時代と共に、科学技術の発展、情報化、国際化、少子高齢化の進行等、教育をめぐる状況は、実に大きく変化してきた。この状況を受け、中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（平成 15 年 3 月 20 日）を出し、時代に即した教育基本法となるよう、教育基本法が改正された。実に、約 60 年ぶりのことである。

改正教育基本法は、平成 18 年 12 月 22 日に公布された。この改正教育基本法は、これまでの教育基本法の普遍的な理念を継承しつつ、今日の時代に求められる教育の目的、理念等についての基本を定めた。そして、第 1 章第 2 条の「教育の目的」の中で、「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」とされ、5 つの目標が明示されている。その 5 において、「伝統」と「文化」に関して、次のように述べられている。

- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

達成すべき教育の目標の中に、明確に「伝統」と「文化」を尊重する態度を養うことが示されたのである。教育の基本となる、「教育基本法」において、「伝統」と「文化」が加えられた意味は大きい。

社会のグローバル化が進む中、外国人とのか

かわりは多くなり、身近な存在となっている。そのことから、国際社会を生きる一員として、そして、異なる伝統・文化を有する人々と共生していく必要があることが意識され出した。そのような中で、まずは自らの国や地域の「伝統」・「文化」について理解を深め、尊重し、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛する心の育成が重要であると考えられた。ゆえに、この条文が新設されたのである。

このように教育基本法が改正され、より一層教育の目的と目標が明確化されたことにより、学校教育法の改正につながり、平成 20 年の学習指導要領改訂につながったのである。次から順に、この学校教育法、新学習指導要領の改訂に関して述べる。

(5) 平成 19 年「学校教育法一部改正」

教育基本法の改正を受け、「学校教育法」の改正もなされた。「学校教育法一部改正」の「第 2 章義務教育」、「教育の目標、第 21 条」において、「改正教育基本法」の「第 5 条第 2 項」に「規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」とされている。その「第 21 条の 3」に、「伝統」と「文化」に関する規定がある。

- ・我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

「伝統」と「文化」の尊重から、我が国と郷土を愛する態度を養うことが言われているのである。国際社会の一員として、自国を愛する心、郷土愛をはぐくむ上で、「伝統」と「文化」の尊重が重要であると言える。

これを受け、学習指導要領の改訂もなされている。

(6) 平成 20 年「新学習指導要領」

改正教育基本法や学校教育基本法の一部改正等の趣旨を踏まえ、現代の「知識基盤社会」

において益々重視される「生きる力」の理念を継承しているのが、新学習指導要領である。

今回の改訂において、特にポイントとなる内容には次の7点が挙げられる。

1. 改正教育基本法等を踏まえた改訂である。
2. 平成10年度の改訂の趣旨である「生きる力」の理念が継承されている。
3. 基礎的・基本的な知識・技能の習得を基本としている。
4. 思考力・判断力・表現力等の育成を重視している。
5. 必要時間を確保し、確かな学力の確立を目指している。
6. 学習意欲の向上や学習習慣の確立を目指している。
7. 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実を図っている。

これらの改訂の重要な考えの基に、新学習指導要領が作成されている。つまり、これらの事柄が新学習指導要領に広く反映されているのである。「伝統」や「文化」に関しては、改正教育基本法でも謳われている通り、それらを尊重し、自国を愛し、他国を尊重し、国際社会に寄与できる態度を育成することが達成すべき目標となっている。ゆえに、新学習指導要領においても、その教育の充実を図るために、改訂の基本方針の中でも、「伝統」と「文化」を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することのできる児童生徒の育成のために内容の充実を行ったとされている。

そのみではなく、全教育課程を通して、特に道德教育や各教科等において、我が国や郷土の「伝統」や「文化」を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実させている。

具体的に各教科とは、次の教科及び領域である。

- ・国語科－古典
- ・社会科－歴史学習
- ・音楽科－唱歌・和楽器
- ・美術科－我が国の美術文化
- ・保健体育科－武道の指導

これらに加え、道德教育や特別活動においても「伝統」と「文化」に関する教育の充実が図られている。「小学校新学習指導要領の総則、第1教育課程編成の一般方針、2」において、次のように記されている。

(前略)

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を測りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

総則で示されている目標のうち、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」こと、「公共の精神を尊ぶ」こと、「他国を尊重する」こと、「環境の保全に貢献する」ことについては、改正教育基本法により新たに規定された理念を踏まえ記述が加えられたものである。

道德教育の内容の中には、「伝統」や「文化」に対する記述が次のようにある。

【第3学年及び第4学年】

(5) 郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛

する心をもつ。

- (6) 我が国の伝統と文化に親しみ，国を愛する心をもつとともに，外国の人々や文化に関心をもつ。

【第5学年及び第6学年】

- (7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切にし，先人の努力を知り，郷土や国を愛する心をもつ。
- (8) 外国の人々や文化を大切にする心をもち，日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。

さらに，指導計画の作成と内容の取り扱いの3指導に当たっての配慮に関する項目の中で，次のようにも述べられている。

- (3) 先人の伝記，自然，伝統と文化，スポーツなどを題材とし，児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して，児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

また，この他小学校においては，総合的な学習の時間，特別活動の時間において，「伝統」や「文化」に関する取り扱いがなされている。

総合的な学習の時間については，指導計画の作成と内容の取扱いの中で何うことができる。

- (5) 学習活動については，学校の実態に応じて，例えば国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動，児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動，地域の人々の暮らし，伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。

特別活動では，学校行事において「伝統」と「文化」について取扱われている。

学校行事には，

- (1) 儀式的行事
- (2) 学芸的行事
- (3) 健康安元・体育的行事
- (4) 遠足・集団宿泊的行事

の4つの行事が現行の学習指導要領では設定されている。このうち，(2)について，新学習指導要領での取扱いが変わった。改正教育基本法で

「伝統や文化の尊重」が明示されたことを踏まえ，「学芸的行事」が「文化的行事」と変更されたのである。学芸的行事を発展した形として文化的行事としたと捉えるのが妥当であると考えられる。この文化的行事で行う内容は次のようなことである。

- ・平素の学習活動の成果を発表し，その向上の意欲を一層高めたり，文化や芸能に親しんだりするような活動を行うこと。

この中の「文化や芸能に親しんだりする」という内容は，新学習指導要領において，新たに加えられた部分である。それだけ，「伝統や文化に関する教育」を重視されているということである。

では，「伝統や文化に関する教育」が中学校ではどのような位置付けとなっているのか，次に述べる。

中学校においても小学校と同様，「伝統と文化の教育の尊重」が「中学校新学習指導要領の総則第1の2」において，明示されている。

- ・道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，人間尊重の精神と生命に対する畏（い）敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，公共の精神を尊び，民主的な社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓（ひら）く主体性のある日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育の中においては，「3道徳の時間における指導に当たっては，次の事項に配慮するものとする」の中において，次のように明記されている。

- ・先人の伝記，自然，伝統と文化，スポーツなどを題材とし，生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して，生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

小学校同様、教材開発の観点においても、その題材として「伝統」と「文化」の位置づけがなされている。

学校行事においても、小学校同様、文化的行事への変更と共に、その中において、「文化や芸術に親しむ」ことが言われている。

中学校において、特徴的なことは、保健体育での「伝統」と「文化」の取扱いである。保健体育の「内容 F 武道」が現行の学習指導要領では、選択であったものが、新学習指導要領においては、必須の取扱いとなっている。そして、次のように内容が示されている。

(2) 武道に積極的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、禁じ技を用いないなど健康・安全に気を配ることができるようにする。

(3) 武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。

保健体育の教科として、伝統の心を守り継承していこうとするねらいである。先に本論で規定した「伝統」や「文化」は、目にみえる有形のものだけを捉えたものではない。定義した通り、「精神的な考え」や「物心両面でのなした結果」であり、心の面も「伝統」と「文化」には内包されるのである。中学の保健体育では、まさに武道を通して、その中に根ざす、心、考え方、行動の仕方等を身に付けることをねらっているのである。

また、高等学校においても、小・中学校で「伝統と文化を尊重する教育」が重視されてきたように、そのことに関しては同様に重視されている。高等学校新学習指導要領においては、その「総則第1章第1条の5」で、次のように規定している。

・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国

を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

この考えを受け、中学校同様保健体育において武道を取扱う中で、伝統に関して規定がなされている。

・武道に主低的に取り組むとともに、相手を尊重し、礼法などの伝統的な行動の仕方を大切にしようとすること、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする。

・伝統的な考え方、技の名称や見取り稽古、体力の高め方、問題解決の方法、試合の仕方などを理解し、自己や仲間の課題応じた運動を継続するための取り組み方を工夫できるようにする。

尚、この武道の取扱いは、入学初年次においては、「球技」と「武道」のどちらかを選択履修することが義務付けられており、2年次以降は、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」の中から2つ以上を選択履修することとされている。武道を取扱う場合には、柔道や剣道が例示されているが、地域や学校の実態に応じて、他の武道を履修することができる柔軟性を持たせている。さらに、中学校との連続した学びについても考慮されており、「我が国固有の伝統と文化により一層触れさせるため、中学校の学習の基礎の上に、より深められる機会を確保するように配慮するものとする。」とされている。ゆえに、武道での目標は、高等学校において詳細になっており、行動の仕方においては、「礼法など」と具体的な行動も明記されている。

これまで、述べてきた通り、今日の社会に合った新しい教育基本法の制定により、国際社会に生きる日本人として、自国の「伝統」と「文化」を尊重し、郷土を愛する心をはぐくみ、その上で、国際社会の平和と発展に寄与する児童生徒の育成を図ることが重視されるようになったのである。

では、学校教育においてこのような「伝統」と「文化」を尊重する態度をはぐくんだ児童生

徒を育成するためには、どのような教育が必要なのだろうか。また、その教育を行うために、実際に教育を行う教師はどのような考えをもち、どのように教育を行おうと考えているのだろうか。

3. 学校で「伝統と文化」の教育を行うために

実際には学校において、どのようにそのような態度を身に付けた児童生徒を育成していくのか、教育の方法等が今後の課題となってくると考えられる。この点に関しては、現在のところ十分な研究が行われていないのが実情である。

加えて、教育に携わる教師が実際にどのように教育を行っていかうと考え、そこで必要となってくるカリキュラムや指導方法、教材・教具は、どのようなものであるのかを明らかにしていく必要がある。

そこで、「伝統と文化を尊重する態度」をはぐくむために、どのような教育を行っていかうとしているのか等に関して、教師の意識を調査し実態を把握する必要がある。調査する項目として以下のような項目が考えられる。

- ・「伝統と文化を尊重する教育」についての認識度
- ・「伝統と文化」の捉え方
- ・「伝統と文化」を教えるときの視点や考え方
- ・「伝統と文化」を指導する際に必要な教材
- ・「伝統と文化」を指導する際の課題等

以上のようなことを尋ね、児童生徒に「伝統と文化を尊重する態度」をはぐくむために必要なカリキュラム、指導法、教材・教具等について明らかにしていく必要がある。

特に、「伝統」と「文化」を指導する際にその教材に関して課題が出てくるのではないかと予想される。例えば、岐阜県郡上市の「郡上踊」を指導していくことを考えた際、教師が正確に踊り指導することができる例は少ないであろう。では、地域の人々はどうか。これも教師と同様であろう。多くの児童生徒に地域の「伝統」と「文化」に触れる機会を設け、正確に伝承していくためには、「正確に踊ることができる人」が

必要不可欠である。数少ないその人材をどうかしていかうのか。

そこで着目すべきが、魅力ある教材開発としてのデジタル・アーカイブ教材である。正確に踊ることができる人の踊りを撮影し、アーカイブ教材化する。そのことにより、いつでも、誰でもが指導可能となるのである。

岐阜女子大学（以下「本学」）においては、既にその取り組みを始めている。これまでにデジタル・アーカイブ教材とした伝統的な文化や芸能には、次のようなものがある。

- ・郡上踊
- ・沖縄エイサー
- ・沖縄獅子舞 等

これまで、沖縄の「伝統」と「文化」に主眼を置きデジタル・アーカイブ教材の開発を進めてきたのには、次のような理由がある。

- ①歌・踊り等があり、動画を含んだコンテンツの開発に適している。
- ②歴史的視点が含まれている。
- ③その地域に根ざし、創造的に変化しながら継承されてきたものである。

このような考えから、「伝統」と「文化」を継承してため、さらにはそれらを今後創造的に発展させていくために、これまでデジタル・アーカイブ化が進められてきている。「伝統」や「文化」の継承には、「見て覚える」、「まねて覚える」、「繰り返して覚える」といった方法がある。しかし、身近に見る機会が減少してしまった現代の子ども達にとっては、これらのことが困難なことになってきている。そこで、「伝統」や「文化」と子ども達とをつなぐものとして、デジタル・アーカイブ教材が存在する。

今後は、これらの教材に加え、「沖縄空手」の教材化を行いたいと考えている。

「沖縄空手」は、1997年に県指定無形文化財「沖縄の空手・古武術」として指定されている。この空手は、伝書がほとんどないことから、受け継がれてきた型や技等の詳細の多くは、師から弟子へ口承によって伝えられたと考えられる。2003年の時点では、技能保有者として9名が認定を受けている。

「空手」の源流は、琉球古来の「手」であり、そこに中国拳法からの影響を受け、明治以降「空手」になったと言われている。中国から沖縄に「空手」が伝わってきた時代としては、14世紀が最も有力視されている。もとは中国の「唐手」と言われる。明治38年には、沖縄県立第一中学校に空手部が設立され、一般化される契機となった。空手が日本本土に伝えられ、発達したのは、大正11年、東京での文部省主催第1回体育展覧会において、沖縄県出身の船越義珍が公開演舞をしてからとされている。

現在沖縄に伝わる「空手」には、数多くの流派がある。源流は、「首里手」、「那覇手」とされている。「空手」は一人一派と言われるだけあり、伝える師によって、あるいは受け継いだ弟子によって様々な工夫や変化が加えられてきている。現在は、実に22派の流派が存在する。現在は、沖縄では、流派を越えて横のつながりを強化し、本来の正しい空手の普及に向けて、協力体制を整え、その一環として「沖縄伝統空手振興会」が平成20年8月に設立された。

こういった現状から、「沖縄空手」はデジタル・アーカイブ化するに値する価値をもち、正しい空手の普及のために、学校教育において児童生徒に指導していく必要性も伺うことができる。正確に記録、保存し、時代の担い手に伝承し、継承・発展していくことができるよう、「沖縄空手」をデジタル・アーカイブ化していくことが必要なのである。

その教材化においては、本学のデジタル・アーカイブ化の技術のノウハウを駆使して、学習者や指導者がまるで本物を見るかのように自分の見たい角度から自由に見ることができる教材開発を進めていくものである。それに留まらず、この教材をいかに授業において活用していくかというカリキュラムや指導法にまで及んで、開発を進めていきたいと考えている。

4. おわりに

「伝統」と「文化」の継承のために、また、それらを児童生徒が「変化・発展させ文化を創造していく」ために、「沖縄空手」のどのような

内容を、どのような視点からデジタル・アーカイブ教材としていくのか、そしての教材を活用して実際の指導をしていくのかは、今後の検討課題としていきたい。

最後に、本研究は文部科学省の科学研究費補助金基礎研究(B) (課題研究番号20300278)を受けて進めていることを、感謝をもってここに付記する。

参考文献

- 1) 小学校新学習指導要領 文部科学省ホームページ
- 2) 中学校新学習指導要領 文部科学省ホームページ
- 3) 高等学校新学習指導要領 文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/index.htm
- 4) 「解説教育六法 2009 平成 21 年度版」
三省堂 姉崎洋一 他 編集 2009 年初版
- 5) 「2009～2010 年版 新学習指導要領完全対応
最新教育基本用語」
小学館 横山英行編集 2009 年初版
- 6) 「教育フォーラム 42 伝統・文化の教育
新教育基本法・新学習指導要領の精神の具現化を目指して」
金子書房 梶田叡一編集 2008 年初版
- 7) 「公開！沖縄空手の真実 君は本物の空手を見たことがあるか？」
東邦出版株式会社 フル・コム編集 2009 年初版
- 8) 三宅茜巳他：「地域の芸能文化のデジタル・アーカイブ化」
日本教育情報学会 教情研究 07No. 1 pp. 13～20
- 9) 久世均他：「文化情報のデジタル・アーカイブの実践的研究」
日本教育情報学会 教情研究 07No. 1 pp. 7～12
- 10) 久世均・齋藤陽子他：学習者の目的に応じた多視点映像教材の開発研究【IV】－伝統文化教材作成の視点と教材作成－
日本教育情報学会 教情研究 EI09-1 (2009-02) pp. 13～18